

第95回 電気用品調査委員会 議事要録(案)

1. 開催日時:平成28年3月22日(火) 13:30 ~ 17:00
2. 開催場所:(一社)日本電気協会 4階 会議室
3. 出席者:(順不同, 敬称略)

＜委員(委員代理出席者含む)＞ 37名

大崎委員長 [東京大学]
 小道副委員長 [電気安全全国連絡委員会]
 澁江幹事 [(一社)日本配線システム工業会]
 稲葉幹事 [熔接鋼管協会]
 飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]
 藤倉委員 [(一財)電気安全環境研究所]
 石原委員 [電気保安協会全国連絡会]
 岩田委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
 池場委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
 後藤委員 [塩化ビニル管・継手協会]
 笠原委員 [(一社)日本自動販売機工業会]
 内橋委員 [(一社)日本照明工業会]
 與野委員 [(株)UL Japan]
 平田委員 [(一社)電線総合技術センター]
 小田委員 [(一財)VCCI協会]
 酒井委員 [(一社)電気学会]
 佐々木委員 [(一社)日本電気制御機器工業会]
 中尾西村委員代理 [(一社)日本電設工業協会]
 中根淡路谷委員代理 [(一社)電池工業会]

本松副委員長 [(一社)日本電機工業会]
 山田副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]
 佐野幹事 [(一社)電子情報技術産業協会]
 平岩近藤幹事代理 [(一財)日本品質保証機構]
 北村委員 [(独)産業技術総合研究所]
 山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]
 高坂委員 [(一社)日本電線工業会]
 辻田委員 [日本電熱機工業協同組合]
 丹沢委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]
 土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]
 諸田委員 [(一社)インターホン工業会]
 伊藤委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]
 柗平委員 [テュフ・ラインランド・ジャパン(株)]
 阿部委員 [テュフズードジャパン(株)]
 大浦委員 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]
 福島委員 [(一社)日本厨房工業会]
 吉岡委員 [(一社)日本電気協会]
 鈴木水野委員代理 [日本プラスチック工業連盟]

＜委任状提出委員＞ 11名

鳥井委員 [(独)科学技術振興機構]
 早田委員 [電気事業連合会]
 上山委員 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]
 山口委員 [(一社)日本玩具協会]
 山本委員 [日本暖房機器工業会]
 湯原委員 [(一社)日本縫製機械工業会]

伊藤委員 [(一財)日本消費者協会]
 岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]
 野田委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]
 泉委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター]
 長内委員 [日本ヒューズ工業組合]

＜参加＞ 22名

川原課長 [経済産業省 製品安全課]
 佐々木係長 [経済産業省 製品安全課]
 西村部長 [東京消防庁 予防部]
 鈴木 [(一社)日本照明工業会]
 清水 [(一社)日本照明工業会]
 金子 [(一社)日本電機工業会]
 井上 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
 山本 [(一財)日本規格協会]
 上参郷 [(一財)電気安全環境研究所]
 木村 [(一社)日本自動販売機工業会]
 五十嵐 [認証制度共同事務局]

遠藤課長補佐 [経済産業省 製品安全課]
 長澤専門職 [経済産業省 製品安全課]
 住谷 [(一財)電気安全環境研究所]
 長崎 [(一社)日本照明工業会]
 吉田 [(一社)日本電機工業会]
 長田 [(一社)日本配線システム工業会]
 齋藤 [(一社)電気設備学会]
 北川 [(一社)日本電気制御機器工業会]
 松崎 [第32-3小委員会]
 遠藤 [(一社)日本自動販売機工業会]
 石倉古田課長代理 [(独)製品評価技術基盤機構]

＜事務局＞ 2名

古川, 齊藤 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

- ・資料 No.1 第 93 回 電気用品調査委員会 議事要録(案)
- ・資料 No.2-1 電気用品の技術上の技術基準の解釈別表第八の改正要望(案)
- ・資料 No.2-2 「解釈別表第四の係わる遠隔操作」に関する報告書の追加検討報告書(案)
- ・資料 No.3-1 平成 27 年度 別表第十二採用 JIS / J 規格等 審議計画(案)
- ・資料 No.3-2 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)
- ・資料 No.3-3 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要
(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-2 部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項 JIS C 9335-2-2)
- ・資料 No.3-4 // (〃-第 2-5 部:電気食器洗機の個別要求事項 JIS C 9335-2-5)
- ・資料 No.3-5 // (〃-第 2-10 部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項 JIS C 9335-2-10)
- ・資料 No.3-6 // (〃-第 2-17 部:毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-17)
- ・資料 No.3-7 // (〃-第 2-23 部:スキンケア又はヘアケア用の機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-23)
- ・資料 No.3-8 // (〃-第 2-81 部:足温器及び電熱マットの個別要求事項 JIS C 9335-2-81)
- ・資料 No.3-9 // (〃-第 2-85 部:ファブリックスチーマの個別要求事項 JIS C 9335-2-85)
- ・資料 No.3-10 // (照明器具-第 1 部:安全性要求事項通則 JIS C 8105-1)
- ・資料 No.3-11 // (照明器具-第 2-1 部:定着灯に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-1)
- ・資料 No.3-12 // (照明器具-第 2-4 部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-4)
- ・資料 No.3-13 // (照明器具-第 2-7 部:可搬式庭園灯器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-7)
- ・資料 No.3-14 // (照明器具-第 2-19 部:空調照明器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-19)
- ・資料 No.3-15 // (機器用スイッチ-第 2-1 部:コードスイッチの個別要求事項 JIS C 4526-2-1)
- ・資料 No.3-16 // (小形交流電動機の安全性 JIS C XXXX)
- ・資料 No.3-17 // (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-75 部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項 JIS C 9335-2-75)
- ・資料 No.4-1 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧 (JIS 発行後)
- ・資料 No.4-2 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要
(ランプ制御装置-第 2-12 部:直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項 JIS C 8147-2-12)
- ・資料 No.4-3 // (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-26 部:クロックの個別要求事項 JIS C 9335-2-26)
- ・資料 No.4-4 // (〃-第 2-45 部:可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-45)
- ・資料 No.4-5 // (〃-第 2-60 部:渦流浴槽機器、渦流スバ及びこれに類する機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-60)
- ・資料 No.4-6 // (〃-第 2-74 部:可搬形浸せきヒータの個別要求事項 JIS C 9335-2-74)
- ・資料 No.4-7 // (〃-第 2-96 部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項 JIS C 9335-2-96)
- ・資料 No.4-8 // (〃-第 2-101 部:電気くん蒸器の個別要求事項 JIS C 9335-2-101)
- ・資料 No.4-9 // (〃-第 2-36 部:業務用電気レンジ、オープン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項 JIS C 9335-2-36)
- ・資料 No.4-10 // (〃-第 2-37 部:業務用フライヤの個別要求事項 JIS C 9335-2-37)
- ・資料 No.4-11 // (〃-第 2-38 部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項 JIS C 9335-2-38)
- ・資料 No.4-12 // (〃-第 2-39 部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項 JIS C 9335-2-39)
- ・資料 No.4-13 // (〃-第 2-42 部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項 JIS C 9335-2-42)
- ・資料 No.4-14 // (〃-第 2-47 部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項 JIS C 9335-2-47)
- ・資料 No.4-15 // (〃-第 2-48 部:業務用グリル及びトースターの個別要求事項 JIS C 9335-2-48)
- ・資料 No.4-16 // (〃-第 2-50 部:業務用湯せん器の個別要求事項 JIS C 9335-2-50)
- ・資料 No.4-17 // (〃-第 2-58 部:業務用食器洗浄機の個別要求事項 JIS C 9335-2-58)
- ・資料 No.4-18 // (〃-第 2-64 部:業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-64)
- ・資料 No.4-19 // (〃-第 2-41 部:ポンプの個別要求事項 JIS C 9335-2-41)
- ・資料 No.4-20 // (〃-第 2-51 部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項 JIS C 9335-2-51)
- ・資料 No.4-21 // (ミニチュアヒューズ-第 1 部:ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則 JIS C 6575-1)
- ・資料 No.4-22 // (〃-第 2 部:管形ヒューズリンク JIS C 6575-2)
- ・資料 No.4-23 // (〃-第 3 部:サブミニチュアヒューズリンク JIS C 6575-3)
- ・資料 No.4-24 // (〃-第 4 部:UM ヒューズリンク (UMF) 並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク JIS C 6575-4)
- ・資料 No.4-25 // (〃-第 7 部:特殊用途ミニチュアヒューズリンク JIS C 6575-7)

- ・資料 No.4-26 // (温度ヒューズー要求事項及び適用の指針 JIS C 6691)
- ・資料 No.4-27 // (家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第1部：一般要求事項 JIS C 8282-1)
- ・資料 No.5-1 平成 28 年度電気用品調査委員会事業計画
- ・資料 No.5-2 平成 27 年度決算見込みと平成 28 年度予算案
- ・資料 No.6-1 第 7,20,55 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電線工業会
- ・資料 No.6-2 第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係) (一社)日本照明工業会
- ・資料 No.6-3 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書(一社)日本電機工業会 技術部
- ・資料 No.6-4 第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 家電部
- ・資料 No.6-5 第 23-1 小委員会審議結果報告書 (一社)日本配線システム工業会
- ・資料 No.6-6 第 108 小委員会審議結果報告書 (一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・資料 No.6-7 第 23-2 小委員会審議結果報告書 (一社)電気設備学会
- ・資料 No.6-8 第 89,104 小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.6-9 第 1,3,25 小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.6-10 第 23-3 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電気制御機器工業会
- ・資料 No.6-11 ISO70 携帯発電機 (一社)日本陸用内燃機関協会
- ・資料 No.6-12 第 37-2,51 小委員会審議結果報告書 (一社)電子情報技術産業協会
- ・資料 No.6-13 第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書 (一社)電気学会
- ・資料 No.7 平成 28 年度 電気用品調査委員会委員名簿(案)
- ・資料 No.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について(抜粋)

5. 議事概要

議事概要を以下の(1)～(14)に示す。

(1) 委員の加入及び委員交代並びに委員会の成立に関する報告について

a. 事務局より、委員の交代について報告を行った。

- ・電気保安協会全国連絡会 安部委員 → 石原委員
- ・(一社)日本写真映像用品工業会 佐藤委員 → 伊藤委員
- ・(一社)インターホン工業会 下川委員 → 諸田委員

b. 事務局より、第95回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

* 第95回電気用品調査委員会の出席委員数については、総数48名に対し、代理出席4名を含め、計37名である。欠席者11名については11名全員が議決を委員長に委任しており、合計48名の出席及び委任がある。以上により、規約第4条にある全委員数の2/3(33名)以上の出席を充足しており、本委員会は成立している。

(2) 大崎委員長の挨拶

- ・大崎委員長挨拶の後、議事に入った。

(3) 経済産業省 製品安全課の挨拶

経済産業省 製品安全課 川原課長より挨拶があった。主な内容は次の通り。

- ・日頃から製品安全行政にご理解、ご協力いただき感謝している。電気用品調査委員会では整合規格案の解釈別表第十二への採用提案を始め多くの関係者の意見を取りまとめてご報告いただいているところである。電安法の技術基準改正検討では大変大きな位置づけであると思っており、御礼申し上げます。最近では新聞を見ると「IoT」、「ビッグデータ」、「AI」といった言葉を見ない日がないぐらい政府の中でも成長戦略として位置付けて経済発展、日本の産業発展を進めていこうと推進しているところである。昨年11月に遠隔操作に関して製品安全課より検討依頼させていただ

た案件について、本日、その検討結果をご報告いただけると聞いている。安全性は守っていかねなければならない中で、国の成長戦略とうまくバランスを取りながら進めていく必要があるので、本日、このような場で今後の遠隔操作の在り方についてもご議論いただきたい。消費者団体、業界団体、検査機関の関係者の皆さまにも引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

(4) 前回議事要録(案)確認 <事務局>

- ・『第 94 回電気用品調査委員会 議事要録(案)』について、事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し、本議事要録案は承認された。

(5) 解釈検討第 1 部会 解釈別表第八の改正要望(電気フライヤー)について

<解釈検討第 1 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏>

- ・住谷部会長より、資料No.2-1「解釈別表第八の改正要望」は、前回の調査委員会で事故事例調査部会から検討依頼があった、電気調理器からの天ぷら油関連火災の防止のため電気フライヤーの規定の改正要望である旨の説明があった。改正案(資料No.2-1)については特段の意見はなく、承認された。

(6) 解釈検討第 1 部会 国からの検討依頼(解釈別表第四の配線器具の遠隔操作)に対する回答案について

<解釈検討第 1 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏>

- ・住谷部会長より、資料No.2-2 は 11 月に国から検討依頼があった案件「I o T, 人工知能、遠隔操作等の技術進歩に伴い、これらの報告書等の検討時には想定していなかった製品が開発されつつあり、今後の産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応が求められており、制度見直しも視野に入れたニーズ調査を行うなど具体的な検討を進めている状況を踏まえ、報告書で遠隔操作不可としている配線器具の追加検討及びとりまとめをお願いする」についての回答書(報告書)の審議である旨の説明があった。審議の結果、追加報告書(案)については承認された。

質疑応答の概要を示す。

【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1 ; 実際には事業者の方や専門的な分野で使用される可能性があるとのことであるので、一般消費者がこのような問題にどのように係わることになるのかということ想定するのは難しかったが、気になることは本体表示や取扱説明書への表示、web による確認表示を実施される際の注意表示を統一的なものにしていきたいという点である。表現の仕方が異なると与える印象が弱くなり、電気ストーブ等をつないでしまうようなことになるおそれがあるので、禁止マークを明確に付けていただきたい。文字数が多くなると注意してほしい事項が見逃されるおそれがあるのでその点も考慮いただきたい。

A 1 ; P7 の□枠内の表示の中にマークがあるが、このマークを義務にするのか、何らかマークの表示に留めるのかといった議論があり、現在は何らかのマークを表示することとしている。これを標準化することとなると、電安法上でそれ以外のマークは NG となってしまう、電安法上で規制することはできないので、業界団体に統一できればと考える。

Q 2 ; 夜間の照明やフットライトのようなものやセンサーライトが一般住宅に取り入れられているが、業務用にも様々なところで用いられていると思うが、そのようなセンサー的なものと遠隔操作による混乱は生じないか? しくみ上の問題はないのか?

A 2 ; 人感センサーの解釈は既に規定されている。遠隔操作との違いは、人感センサーは接近者の赤外線を検知するものであり、遠隔操作は人が意思を持ってコントローラーを用いて操作する行為があるという違いがあると認識している。本来、不意に動く危険性は共通的なのでリスク評価では一緒に扱っているが、解釈上は別に規定されている。人感センサーやタイマー

を組み合わせ、無監視状態の安全性はどういうことかということ、国際規格を踏まえて検討していく必要がある、というまとめ方になっている。今回はニーズに対応するために接続器に絞って検討を行ったので、これらの整合性は検討課題とした。

Q 3 ; 電磁両立性(EMC)について、外部から意図しない信号が入ってきた場合に、操作をしようとしている者の意思とが混線して意図しない結果を生じることはないか？

A 3 ; 遠隔操作については、外乱に対する誤操作の防止は既に解釈に規定されている。

Q 4 ; 昨今、電波も多様な周波数が用いられるようになってきているので、そのようなことが実際の社会の中でどのような影響を与えていくのか、あるいは人体にどのような影響を与えていくのかがよくわからないが、外乱に対する誤動作の防止という項目があるということで、今回の検討の中では特段心配はないという理解でよいか？

A 4 ; 電磁両立性についての判定方法は国際規格に準じて行うこととしている。なお、国際規格は新たに増えていくものであるが、今ある範囲の中ではすでに取り入れられているので大丈夫であると考えて。

C ; 表示例のところ「電熱器」、「ヒーター」といった同じものを意図しているが表現の異なる用語が用いられているので、ある程度用語を統一した方がよいのではないか。

C ; それを電熱器と記載したからといって不適合とは思えないので、標準化の中で業界として統一していただくのは構わないと思うが電安法の中ではこの言葉でなければならないとはできないと考える。表示例についてもいろいろなやり方でよいが、P6にある内容は網羅する必要があるという形でまとめた。電安法上はいろいろな表示のパターンがあってもよいと考えていたため、あえて統一させていない。どうしても標準化が必要であれば解釈の解説ではなく、業界基準でないやり辛いものと考えて。

C ; P14の表示例の中で一部文字が消えている箇所がある。

Q 5 ; ネットオークション等によって個人間で転売されることもあると考えるが、電源を落とせば設定はリセットされ初期状態に戻るのか？

A 5 ; 機器内にバッテリーを装備しているので、瞬停時には切れることはない。また、停電が数日間続くような場合には、復電時に ON とするのか OFF とするのかをあらかじめ設定することができるようである。ただし、再度設定をやり直すことについてはいろいろな事情があるようである。

C ; バッテリーを装備しているとのことであるので、転売により他の人に渡ったときに設定がリセットされていないという点は懸念される。

C ; 転売については今後の検討課題としたいが、電安法としてどこまで決めることができるかという課題がある。また、他の電気用品においても同様のことが言えるので議論が広がり過ぎるものと思われる。

Q 6 ; インターネットによる取引が行われることも考えられるが、そのような場合の影響についてはどのように考えているのか？

A 6 ; 「(1) 機械的又は電子的に負荷機器を特定する方法」、「(2) 製造事業者が接続できる機器を限定する方法」といった方法を提案しているが、製造事業者が接続できる機器を限定してもネットオークションによる転売をされてしまえば、最終的には注意表示しか頼りにするものが無くなることから、「(3) 接続した場合のリスクが大きい機器のみを特定する方法」を提案している。

Q 7 ; 今回、サーバー機器が操作不能状態となった場合に有効な機器として遠隔操作機能を持った

接続器の検討を行っているが、遠隔操作機能を持った接続器自体が操作不能状態となることも有り得ると思われるが、そのような状態でも接続された機器への影響はないのか？

A 7 ; 接続できる機器は連続運転可能な機器に限定しているので、遠隔操作で OFF することができなくなっても問題は無いものと思われる。

(7) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について (小委員会承認後)

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

- ・住谷部会長より、資料 No. 3-1~3-2 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する JIS の概要について説明がなされた。その後、各小委員会事務局から表 1 に示した規格について説明がなされた。審議の結果、提案は承認された。

表 1 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (小委員会承認後)

タイトル	規格番号
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-2 部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2
〃-第 2-5 部:電気食器洗機の個別要求事項	JIS C 9335-2-5
〃-第 2-10 部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	JIS C 9335-2-10
〃-第 2-17 部:毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-17
〃-第 2-23 部:スキンケア又はヘアケア用の機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-23
〃-第 2-81 部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81
〃-第 2-85 部:ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85
照明器具-第 1 部:安全性要求事項通則	JIS C 8105-1
照明器具-第 2-1 部:定着灯に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-1
照明器具-第 2-4 部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-4
照明器具-第 2-7 部:可搬式庭園灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-7
照明器具-第 2-19 部:空調照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-19
機器用スイッチ-第 2-1 部:コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1
小形交流電動機の安全性	JIS C XXXX
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-75 部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	JIS C 9335-2-75

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q : 質問, C : コメント, A : 回答】

Q 1 ; 資料No.3-7 において、電源コードの屈曲回数を 4000 回から 10000 回に増加されているが、JIS C 9335 関連の機器で同様の傾向はあるか？

A 1 ; 当該 JIS の対象となる機器はヘアドライヤーであるが、ヘアドライヤーの場合他の機器とは異なって、使用後に本体に電源コードを巻きつけることがある。また、スイベル接続 ((swivel connection) コードをひねることなく連続的に回転できるように電源コードを接続するための手段。) であり、他の機器では用いられていないことから、電源コードの屈曲強化はこの製品特

有であると思われる。

Q 2 ; 資料No.3-4 において、今回「また、この規格では、通常、次の状態については規定していない。

- － 次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合
 - ・ 肉体的、知覚的又は知的能力の低下している人
 - ・ 経験及び知識の欠如している人
- － 子供が機器で遊ぶ場合」

の部分をあえて明確に記載することによって、メーカーとしてどのような人にも安全に使えるような製品を作ろうという意欲を削ぐ結果になると思われるが、今回明確化した意図はなぜか？

A 2 ; この製品だけではなく IEC において共通的に同様の表現で除外規定があり、この規格でも他に合わせたものである。

Q 3 ; IEC に合わせるだけで良いのかという気もするが、床磨き機は業務用なので使う人は限定されているが、食器洗い機は一般家庭で使用されているので、もう少しご検討いただきたい。

A 3 ; どのような人でも使えるようにするのは難しいところがあり、このような表現としている。

C ; 除外規定として記載するとメーカーとしてそのような製品を作らなくてもよいという方向を促進するように思える。どのような人でも使える製品を作るのは非常に難しいことは認識しているが、最初から除外（そのような製品を作らない）せずどうしても機器側で対応できない場合には注意表示などで対応することとしてはどうか。

C ; コメントについては小委員会へ伝えていただきたい。

C ; このようなコメントがあったことは食器洗い機の委員会へ伝えることとしたい。

Q 4 ; 資料No.3-15 において、今回デビエーションを外された理由を教えてください。

A 4 ; 解釈別表第四に記載された試験方法は、板の上にスイッチを置いて 60k g の砂袋を置く試験であるが、IEC では全てのコードスイッチにはタンブリングバレル試験が要求されており、60k g の砂袋を置く試験より遥かに厳しいため、デビエーションを外した。

(8) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について (JIS 発行後)

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

- ・ 住谷部会長より、資料 No. 4-1 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する制定、改正後の JIS については、既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明の後、概要について報告がなされた。その後、各小委員会事務局から表 2 に示した規格について報告がなされ、今後、整合規格としての採用を国へ提案することが承認された。

表 2 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (JIS 発行後)

タイトル	規格番号
ランプ制御装置-第 2-12 部: 直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-12
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-26 部: クロックの個別要求事項	JIS C 9335-2-26
〃-第 2-45 部: 可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45
〃-第 2-60 部: 渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-60

〃－第 2-74 部:可搬形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-74
〃－第 2-96 部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	JIS C 9335-2-96
〃－第 2-101 部:電気くん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-101
〃－第 2-36 部:業務用電気レンジ, オープン, こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36
〃－第 2-37 部:業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37
〃－第 2-38 部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38
〃－第 2-39 部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-39
〃－第 2-42 部:業務用コンベクションオープン, 蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42
〃－第 2-47 部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47
〃－第 2-48 部:業務用グリル及びトースターの個別要求事項	JIS C 9335-2-48
〃－第 2-50 部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50
〃－第 2-58 部:業務用食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58
〃－第 2-64 部:業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求	JIS C 9335-2-64
〃－第 2-41 部:ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41
〃－第 2-51 部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51
ミニチュアヒューズー第 1 部:ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1
〃－第 2 部:管形ヒューズリンク	JIS C 6575-2
〃－第 3 部:サブミニチュアヒューズリンク	JIS C 6575-3
〃－第 4 部:UM ヒューズリンク(UMF)並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	JIS C 6575-4
〃－第 7 部:特殊用途ミニチュアヒューズリンク	JIS C 6575-7
温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	JIS C 6691
家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第1部:一般要求事項	JIS C 8282-1

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q:質問, C:コメント, A:回答】

Q 1 ;資料No.4-2 において, P2 に「主な改正点」の表内にデビエーションと思われるものが記載されているが, 「主な国際規格との差異の概要とその理由」の表には記載しなくてよいのか?

A 1 ; JIS の箇条「7.2」, 「16.3」, 「16.3A 及び附属書 JB」についてはデビエーションとなるため, 「主な国際規格との差異の概要とその理由」の表に追記することとしたい。

C ; 「主な国際規格との差異の概要とその理由」の表は, 新しく追加したデビエーションで, 「主な改正点」は改正点であるので, 内容が重複することがある。「主な改正点」には IEC が改正されてデビエーションとならないものも記載される。

(9) 平成 28 年度電気用品調査委員会事業計画案について <事務局>

- ・事務局より、資料 No.5-1 に基づき、平成 28 年度の事業計画（案）について説明を行い、意見・質問等はなく承認された。

(10) 平成 27 年度決算見込及び平成 28 年度予算について <事務局>

- ・事務局より、資料No.5-2 に基づき平成 27 年度決算見込及び平成 28 年度予算（案）の説明があり、意見・質問等はなく承認された。

(11)各小委員会からの報告及び質疑応答

- ・資料No.6-1～6-13 に基づき、各小委員会より報告があった。
- a. 第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電線工業会>
Q 1 ; P2 の TC55 の反対投票において、「製品規格構成に合致しない」とあるがこれはどのようなことか？
A 1 ; 技術的内容について合致しないということではなく、見た目に違和感があるというコメントがあったものである。
- b. 第 34 小委員会審議結果報告書（光源デバイス・照明器具関係） <(一社)日本照明工業会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- c. 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 技術部>
Q 1 ; そもそも NP として出てきた理由は？
A 1 ; 事故を起こしているので、事故を起こさないように規格を作るということであるが、ヒューズ抵抗器は小さな過電流は遮断できなくて大きな電流が流れたときだけ遮断するものである。普段は抵抗器として用いられている。ヒューズとヒューズ抵抗器を混乱させてはいけないので、異なる規格番号にすべきであるとして反対投票をしている。規格番号を変えれば日本としては特に反対する理由は無い。
- d. 第 59/61/116, 72 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 家電部>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- e. 第 23-1 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本配線システム工業会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- f. 第 108 小委員会審議結果報告書 <(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- g. 第 23-2 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気設備学会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- h. 第 89, 104 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- i. 第 1, 3, 25 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
(事務局代読) ・報告に対する意見，質問等は無かった。
- j. 第 23-3 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電気制御機器工業会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- k. ISO70 携帯発電機 審議結果報告書 <(一社)日本陸用内燃機関協会>
・報告に対する意見，質問等は無かった。
- l. 第 37-2, 51 小委員会審議結果報告書 <(一社)電子情報技術産業協会>
(事務局代読) ・報告に対する意見，質問等は無かった。
- m. 第 2, 15, 22, 77, 85, 112 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気学会>
(事務局代読) ・報告に対する意見，質問等は無かった。

(12) 平成 28 年度 29 年度の委員の委嘱について <事務局>

- ・事務局より、電気用品調査委員会の委員長，副委員長，委員（資料No.7）の任期は 2 年間であり、平成 28 年 3 月 31 日で任期は終了することから、現在の委員の方々に再任をお願いしたいとの提案があり、意見・質問等はなく委員委嘱の手続きを開始することが承認された。なお、委嘱手続きは 4 月

より開始することとした。

(13) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について<事務局>

- ・事務局より、資料 No.8 に基づき、第 94 回用品調査委員会で承認された「別表第十二への採用を要望する JIS (JIS 発行後 1 件)」について提案書を経済産業省に提出した旨の報告があった。報告内容について意見・質問等は特になかった。

(14) 次回の開催日程について<事務局>

- ・次回の『第 96 回 電気用品調査委員会』は、以下の予定で開催することとした。

日時：平成 28 年 6 月 29 日(水) 13:30～

場所：日本電気協会 4 階 会議室(予定)

以上で、本日の審議を終了し、散会した。

－ 以 上 －